一二一八　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　二八　三
一二二　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件　二八　三
一二三　日本国に帰化を許可する件　二九　三〇　四五
一二四　〃　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件　三一　三三

○外務省

一六一　貧困農民支援に関する日本国政府とモルドバ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一　三三
一六三　ミャンマー連邦共和国における「少数民族地域を含む貧困地域への食糧支援計画」のための贈与に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件　一　三三
一六四　看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二　三三
一六五　広域防災システム整備計画のための贈与に関する日本国政府とフィジー共和国政府との間の書簡の交換に関する件　八　二
一六六　洪水対策支援計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件　八　二
一六七　千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく規則の修正に関する件　八　二
一六八　フィリピン共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の書簡の交換に関する件　八　二
一六九　保健社会向上センター建設計画のための贈与に関する日本国政府とブルキナファソ政府との間の書簡の交換に関する件　一四　二
一七〇　チャールズタウン水産センター建設計画のための贈与に関する日本国政府とセントクリストファー・ネーヴィス政府との間の書簡の交換に関する件　一四　二
一七一　貧困農民支援に関する日本国政府とネパール連邦民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一四　二
一七二　無償資金協力に係る取極に基づく贈与の供与期限の延長に関する口上書等の交換に関する件　一四　二
一七三　原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定の附属書の改正に関する書簡の交換に関する件　一四　三
一七四　国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与する者を指定する件の一部を改正する件　一五　二
一七五　紛失の届出により失効した旅券の告示　一七　108　一
一七六　広域防災システム整備計画のための贈与に関する日本国政府とバヌアツ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一八　三
一七七　人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とウズベキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一八　三
一七八　第二次中部地方橋梁改修計画のための贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一八　四
一七九　政府調達に関する協定の附属書Ⅰの修正に関する件　一八　四
一八〇　南極条約へのパキスタン・イスラム共和国の加入に関する件　二二　二
一八一　環境保護に関する南極条約議定書へのパキスタン・イスラム共和国の加入に関する件　二二　二
一八二　円借款の支出期間の延長に関するカンボジア王国政府との間の口上書の交換に関する件　二三　五
一八三　東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の有効期間の延長に関する件　二四　三
一八四　国立民俗文化遺産研究所視聴覚機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二四　三
一八五　返納を命じた旅券を無効とする件　二四　三
一八六　沿岸部防災機能強化のためのマングローブ植林計画のための贈与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二八　三
一八八　人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二八　三
一八九　国際連合安全保障理事会決議第二千三十六号（ソマリアの木炭禁輸等に関する決議）に関する件　二八　115　一
一九〇　アル・カラマ国境治安対策強化計画のための贈与に関する日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の書簡の交換に関する件　二九　六
一九一　先進主要七箇国（アメリカ合衆国、カナダ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国及び日本国）が協調して資産凍結等の措置を実施する対象となるテロリスト等の個人及び団体を定めた件の一部を改正する件　三〇　117　一一
一九二　国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件　三〇　117　一一